

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和6年度 教育委員会 第1回定例会)

開会 令和6年4月10日(水)

閉会 令和6年4月10日(水)

午前9時00分

午前9時49分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 藤岡 謙一 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重	地域学校協働課長	岡田 良一
	教育次長	漁 修生	学校保健安全課長	小濱 宏
	教育総括室長	薩美 征夫	生涯学習部長	秋山 一枝
	参与(人事担当)	柏木 弘至	生涯学習企画課長	長手 悦子
	学校支援部長	岡崎 州祐		
	学校教育部長	秦 淳也		
	教育総務課長	伊藤 昭夫		
	教育人事課長	北島 綱史		
	教育職員課長	千原 昌樹		
	学校管理課長	二軒谷 隆弘		
	学校管理課担当課長	谷木 陽介		
署 名	教育長		委員	

## 付 議 案 件

### <議 題>

- (審)議案第1号 西宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件 [教育総務課]  
(審)議案第2号 西宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件 [教育総務課]  
(審)議案第3号 西宮市生涯学習審議会委員委嘱に関する意見決定の件  
[教育総務課・生涯学習企画課]  
(審)議案第4号 西宮市学校運営協議会委員の任命の件 [地域学校協働課]  
(審)報告第1号 西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件 [地域学校協働課]  
(審)報告第2号 西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を  
改正する規則制定の件 [教育人事課・教育職員課]  
(審)議案第5号 人事に関する件(当日資料) 非公開 [教育人事課]

### <一般報告>

- 一般報告① 児童生徒の状況について 非公開 [学校保健安全課]  
一般報告② 西宮市立学校施設包括管理業務の検討状況について [学校管理課]

### <資料による情報提供>

- ・第5回(令和6年3月)定例市議会における代表質問及び一般質問の答弁について  
[教育総務課]

### <教育長報告>

以 上

傍 聴

3名

藤岡教育長	<p>ただいまより、令和6年度 第1回 教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>議事録署名委員には、側垣委員を指名いたします。</p> <p>初めに、2月定例会、2月臨時会について議事録の承認を行います。議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>それでは承認いたします。</p> <p>なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>では、ここで各委員に確認をさせていただきます。</p> <p>本日は傍聴希望者が3名おられます。会議は公開が原則ですが、議案第5号は人事に関する案件であり、一般報告②は市議会に付議する案件で、現時点では公表されておりません。また、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなるおそれがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>異議なしと認め、非公開といたします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、これより審議に入ります。</p> <p>まず、議案第1号「西宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件」を議題といたします。</p> <p>教育総務課長、お願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>議案第1号「西宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件」についてご説明いたします。</p> <p>資料3ページから5ページの新旧対照表をお開きください。</p> <p>このたび、市の文書取扱規程において、令和6年4月1日付で改正が行われたことを受け、教育委員会の文書取扱規程においても同趣旨の改正を行うものです。</p> <p>主な改正内容は2点で、いずれも事務の省力化に関するものです。</p>

	<p>まず1点目は、資料4ページの中ほど、第16条の收受登録についてです。</p> <p>配布文書に係る收受登録について、文書担当課長が必要と認める場合に限り、これを省略できるよう改めるものです。</p> <p>次に、2点目は、同ページの下部にあります第23条の公印の押印についてで、発送文書における公印の押印に関するものです。</p> <p>従前、発送文書における公印の押印については、原則必須とした上で、庁内文書、軽易な文書または文書担当課長である教育総務課長が認める文書に限り、これを省略できるとされておりました。</p> <p>このほど、この公印の押印を原則不要の取扱いにするとともに、規程で定める4つの条件に該当する場合に限り、押印するよう改めるものです。</p> <p>4つの条件とは、1点目、法令等により押印が義務づけられている文書、2点目、権利または義務の発生等の効果を有する文書、3点目、特定の事実を証明する必要がある文書、最後に4点目、文書管理者——文書管理者は各所属長になりますが、文書管理者である各所属長において特に公印の押印が必要であると認める文書、以上4つの条件に該当する場合に限り、押印する取扱いに改めるものです。</p> <p>なお、この際、市の規程に合わせて所要の文言整理を行っております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第1号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>では、続きまして、議案第2号「西宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件」を議題といたします。</p> <p>教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>議案第2号「西宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件」についてご説明いたします。</p> <p>資料2ページから4ページの新旧対照表をお開きください。</p>

	<p>このたび、西宮市公印規則において、令和6年4月1日付で改正が行われたことを受け、西宮市教育委員会公印規則においても同趣旨の改正を行うものです。</p> <p>主な改正内容は2点ございます。</p> <p>まず1点目、資料3ページの上部、第7条第7項についてです。</p> <p>印章公印を押捺する際の使用簿への記載について、文書担当課長——教育委員会における文書担当課長は教育総務課長となりますが、文書担当課長である教育総務課長が特に必要と認めた場合には、これを省略できるように改めるものです。</p> <p>次に、2点目、同ページの下部、第8条第4項についてです。</p> <p>印影印刷における改ざん防止用紙の取扱いについて、従前はその使用を原則必須とし、文書担当課長が必要と認める場合に限り、これを省略できる取扱いであったところ、原則不要とし、文書担当課長が必要と認める場合に限り、これを使用する取扱いに改めるものです。</p> <p>なお、この際、市の規則に合わせまして所要の文言整理を行っております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第2号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>では、続きまして、議案第3号「西宮市生涯学習審議会委員委嘱に関する意見決定の件」を議題といたします。</p> <p>生涯学習企画課長、お願いいたします。</p>
生涯学習企画課長	<p>議案第3号「西宮市生涯学習審議会委員委嘱に関する意見決定の件」についてご説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>本審議会は、市及び教育委員会の諮問に応じ、市の生涯学習に関する課題について調査・審議いただく審議会であり、このたび、任期満了に伴う委員の改選に当たり、西宮市附属機関条例第28条の7第1項の規定に基づき、教育委員会のご</p>

藤岡教育長	<p>意見をお聞きするものです。</p> <p>委員候補者につきましては、資料の4ページにございます「西宮市生涯学習審議会委員新旧対照名簿（案）」をご覧ください。</p> <p>今期の委員の任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までであり、次期委員の任期は、令和6年6月1日から令和8年5月31日まででございます。</p> <p>第3期の審議会では、令和3年3月に策定した「西宮市生涯学習推進計画（令和3年度～令和12年度）」の中間の年度に当たり、社会情勢の変化や生涯学習推進に向けた新たな課題に対応するため、中間見直しについて議論を進める予定です。</p> <p>資料右側の「新 第3期」をご覧ください。</p> <p>選任区分「学校教育関係」として、中学校長会から、甲武中学校長の濱本新さんをご推薦いただいております。この区分は、小学校長会と中学校長会から2年ごとに交代で推薦いただいております。</p> <p>次に、「社会教育又は家庭教育関係者」の区分では、資料にあります市内の4団体に対し、社会教育について見識があり、活発にご意見をいただける方をと依頼したところ、西宮市スポーツ推進委員協議会より多田京子さん、西宮市子ども会協議会より立山磨季さん、西宮市青少年愛護協議会より松村すみ江さん、西宮コミュニティ協会より山崎由美さんをご推薦いただいております。</p> <p>なお、選出の団体につきましては、一部見直しをしております。</p> <p>次に、学識経験者として5名を候補者に挙げております。</p> <p>このうち、服部泰宏さん、本多千明さん、清水明彦さん、正阿彌崇子さんは再任でございます。なお、正阿彌さんは、現在、公募委員として在任中でございます。</p> <p>大岡栄美さんは、関西学院大学社会学部の准教授でございます。</p> <p>公募委員につきましては、16名の応募があり、小論文と面接による選考の結果、2名の方に委員をお願いしたいと考えております。お一人は井下奈緒美さんで、行政書士であるほか、資格学校の講師を務められている方です。もうお一人は野崎英喜さんで、放課後キッズなどでボランティア活動をされております。</p> <p>委員候補者の経歴につきましては、資料の5ページ以降のとおりでございます。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>山本委員。</p>
-------	--

山本委員	新規の分を見ると、学識経験者のほうが少し増えて、社会教育や家庭教育関係が若干減っているんですが、何かその辺は理由があるんでしょうか。
生涯学習部長	社会教育又は家庭教育関係者につきまして、若干人数が減少しております。これに関しましては、以前より選出をお願いしておりましたPTA協議会様や芸術文化協会様など、そういったところからのご推薦を今回いただいております。毎期、議題の内容等を勘案して、お声がけする団体も若干変更させていただいているのと、PTA協議会様につきましては、ご選出が難しいということでお断りをされているという状況もございまして、このような区分の人数となりました。 以上です。
山本委員	ありがとうございます。
藤岡教育長	ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 なければ採決に入ります。 議案第3号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。  (異議なし)
藤岡教育長	ご異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 では、議案第4号「西宮市学校運営協議会委員の任命の件」を議題といたします。 地域学校協働課長、お願いいたします。
地域学校協働課長	議案第4号「西宮市学校運営協議会委員の任命の件」についてご説明いたします。 今回、新たに任命する委員の候補者は、学校長から推薦のあった人となります。 新たに任命する委員の任期は、令和6年4月11日から令和8年3月31日までとなります。 資料の3ページには、新たに任命する委員の候補一覧を記載しております。 4ページ以降は、学校ごとの委員名簿となります。 表の網かけ部分が、今回、新しく任命する委員の候補となります。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第4号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>続きまして、報告第1号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題といたします。</p> <p>地域学校協働課長、お願いいたします。</p>
地域学校協働課長	<p>報告第1号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」についてご説明いたします。</p> <p>令和6年4月1日付の人事異動に伴いまして、対象となった学校長の委員任命及び解任を、西宮市学校運営協議会の設置に関する規則第9条第3項及び第18条第1項第3号により行うものです。</p> <p>なお、委員の任期の関係で、令和6年3月27日に教育長の臨時代理により任命及び解任を行いました。</p> <p>資料の3ページは、着任による任命及び、転任または退職による解任の一覧を記載しております。</p> <p>任命者16名に対し、解任者23名となっておりますが、その差は、既に委員として任命されている教頭が、その学校で学校長に昇任したことによるものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第1号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認め、承認いたします。</p>



教育人事課長	<p>では、報告第2号「西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題といたします。</p> <p>教育人事課長。</p> <p>報告第2号は、「西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則」を制定するに当たり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項による教育長の臨時代理により、令和6年3月29日に決定したことを報告するものでございます。</p> <p>お手元の資料1ページから3ページ、また4ページ以降の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>このたびの改正は、西宮市立西宮支援学校で勤務する市費職員である実習助手2名に対して支給している給料の特別支援教育調整額について、準拠している兵庫県教職員に係る給料の調整額が改正されたことに伴い改正を行うもの、また本市の厳しい財政状況を鑑み、令和6年1月1日から同年12月31日までの間、局長級職員の管理職手当につきまして、規則において支給額を現行の10万7,000円から6万4,200円としていたものですが、去る令和6年3月25日、市議会3月定例会におきまして「西宮市一般職員の給与に関する条例及び西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」が可決したことを受け、令和6年4月1日から同年12月31日までの間につきましては、この条例に基づき給与月額を減額を行うこととなったことから、規則においての減額を令和6年1月1日から同年3月31日までに短縮したものでございます。</p> <p>この減額に係る規則改正案につきましては、資料中では2ページ中ほど少し上にございます「付則第20項中『同年12月31日までの間』を『同年3月31日までの間』に改める。」との記載箇所のみが該当箇所となります。</p> <p>この局長級、教育委員会においては教育次長が対象となる給与カットについてでございますが、このたび、先ほどご説明いたしましたように、規則での対応から条例での対応に改めたものでございます。これは、先般、令和5年10月に「西宮市財政構造改善基本方針」が示されたことに伴い、本来は当初よりこのたび可決した改正条例で対応するところでしたが、条例改正に時間を要することから、速やかに財政構造改善のための姿勢を示すため、まずは令和6年3月31日までは規則において管理職手当のカットで対応し、同年4月以降につきましては、このたびの改正されました条例に基づき、12月31日まで減額幅が同等となる給与月額の5%相当のカットを行うこととしたものでございます。</p>
--------	---

藤岡教育長	<p>説明は以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。</p> <p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 なければ採決に入ります。 報告第2号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認め、承認いたします。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが、傍聴の方はここで退出をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退出)</p>
藤岡教育長	<p>では、再開をいたします。 一般報告①「児童生徒の状況について」を議題といたします。 学校保健安全課長、お願いいたします。</p> <p>(非公開)</p>
藤岡教育長	<p>他にございますでしょうか。 よろしいですか。 なければ、一般報告①を終了いたします。 では、続きまして、一般報告②「西宮市立学校施設包括管理業務委託の検討状況について」を議題といたします。 学校管理課担当課長、お願いいたします。</p>
学校管理課担当 課長	<p>一般報告②「西宮市立学校施設包括管理業務委託の検討状況について」ご説明します。 令和6年4月17日に教育子ども常任委員会で所管事務報告を実施する予定です。</p>

本件につきましては、令和5年10月12日の教育こども常任委員会で所管事務報告をしたところですが、もう少し整理すべきといったご意見をいただいたところです。

また、当初の説明では、令和6年度の当初予算で債務負担行為を設定する予定でしたが、市内事業者の皆様などに丁寧に説明する必要があると判断し、現在、令和6年度の6月市議会で債務負担行為を設定することを目指しているところです。

資料の1ページをご覧ください。

まず、1、導入の目的についてご説明いたします。

包括管理業務委託とは、複数の施設の維持管理業務をまとめて委託し、効率化を図る手法であり、近年、この手法を導入する自治体が増えてきております。

導入の目的としましては、記載しておりますとおり、「民間ノウハウの活用による維持管理の効率化及び管理品質の向上」と「学校施設の改築や長寿命化改修・中規模改修に対応するためのマンパワー確保」の2点です。

2、対象施設は、幼稚園を除いた学校63施設です。

3、対象業務の概要ですが、現時点の対象業務は、1ページに記載しておりますとおりです。

2ページをご覧ください。

冒頭に、現時点で包括管理業務の対象外とする予定の主な業務を記載しております。

2ページ中段に、保守管理業務実施に関して、現状と導入後のイメージを記載しておりますので、ご覧ください。

これまで、各種設備の保守点検業務等につきましては、市と事業者が個別に契約しておりましたが、包括管理導入後は、受託事業者に市が一括発注することになります。また、包括管理事業者と各業務の事業者が再委託契約を締結することになります。

2ページの一番下、(5)軽微な補修等にありますように、包括管理事業者が各種点検業務等の実施により発見した破損または故障等の不具合箇所について、その場で対応可能な軽微な補修等を行います。

3ページをご覧ください。

(6)修繕業務につきましては、原則として税込み130万円未満を対象とする予定です。件数としましては、約1,000件と見込んでおります。

修繕業務についても、現状と導入後のイメージを記載しておりますので、ご覧ください。

ださい。

雨漏りやフェンスの破損など日常的に発生する修繕業務につきまして、包括管理導入後は、学校が受託事業者に依頼し、受託事業者が各修繕事業者に発注する仕組みとなりますが、導入後のイメージに記載しておりますとおり、見積りを確認するなど、市が一定のレベルで監督する仕組みを現在考えております。

このように、包括管理業務委託を導入することにより、契約業務や窓口業務、現場確認業務などが効率化できると見込んでおります。

続きまして、4ページをご覧ください。

4、コスト比較について説明いたします。

現在、学校施設の維持管理に関するコストとして、委託料は年間約7億8,000万円、一般的な修繕等の工事請負費として約5億円の予算を計上しておりますが、今回の資料でお示ししております現時点の案では、委託料は約3億5,000万円、修繕業務は約4億円程度と想定しております。

中段のコストイメージをご覧ください。

包括管理導入後は、受託事業者のマネジメント経費を予算措置することになりますので、予算上のコストは増加します。しかし、その一方で、施設管理に係る民間ノウハウを活用した管理品質の向上や、契約事務と窓口の一元化などにより業務の効率化が期待できるほか、職員の事務負担軽減により行政コストを削減できるため、全体のコストとしては下がる見込みでございます。

具体的には、学校施設の維持管理に従事する市職員は現在11人ですが、導入後は4人で対応可能と見込んでおり、当該業務に従事する必要がなくなった職員については、今後策定する市の定数管理計画に基づき、退職不補充や採用抑制を行うことで人件費を削減します。

この結果、超過勤務手当相当額を含めた人件費として約6,500万円の削減が可能であり、業者に支払うマネジメント経費約6,000万円との差引きで年間500万円程度のコストの削減が可能と見込んでいます。

次に、5、事業スケジュールについて説明いたします。

令和5年10月に教育こども常任委員会で所管事務報告を行い、市内事業者等へ基本方針等を説明しているところです。

3月にサウンディング型市場調査を実施し、令和6年6月市議会にて債務負担行為の設定を予定しております。

7月から公募型プロポーザルを実施し、12月に受託事業者を決定し、契約を締結したいと考えております。

令和7年の1月以降には市内事業者等へ詳細を説明し、令和7年4月から包括管理業務を開始する予定としております。

続きまして、5ページをご覧ください。

6、市内事業者の受注機会の確保についてご説明いたします。

本業務の実施に当たっては、市内事業者の受注機会が減少しないようにすることを前提とし、そのための仕組みづくりを行うことが重要と考えています。

令和6年3月に、包括管理業務への参画を検討している事業者に対するサウンディング型市場調査を実施しましたが、保守管理業務や修繕業務については、公正性及び金額の妥当性が確保され、適正な履行が見込まれる場合には、現行と同様、原則として市内事業者に発注する考えであることが確認できました。

市としては、これを踏まえ、プロポーザル方式で包括管理事業者を選定する際に市内事業者の活用や適正価格での発注に関する評価項目を設定するほか、包括管理委託導入後においても、市内事業者の受注量が確認できるよう、業務内容や発注先については市職員が一定のレベルで監督・モニタリングする予定です。

具体的には、業務内容や発注金額、発注先、市内事業者の受注量などをモニタリングし、庁内の公共施設マネジメント推進部会において定期的に協議するとともに、ホームページで公表することを検討しております。

また、モニタリングの結果等によって、本業務の履行状況が不十分であると判断した場合には、改善指導や契約解除、変更等の是正措置を行います。

続きまして、サウンディング型市場調査実施結果の概要につきましてご説明します。

次のページになりますが、別紙資料の1ページをご覧ください。

こちらにつきましては、ホームページで公表を予定している資料となっております。

1、調査の実施状況は記載のとおりです。

2、参加事業者数は10事業者でした。

3（1）の参入意向につきましては、「意向あり」が6事業者、「検討中、その他」が4事業者でした。

（2）①の業務履行にあたり想定される課題は、記載のとおりです。仕様を整理し、明確にする必要性や市内企業への調整の重要性などについて聞き取ることができました。

②の業務範囲につきましては、1から2ページにかけて記載されておりますが、実施困難な業務はないといった意見や、業務によって外したほうが良いという意

	<p>見もありました。</p> <p>2ページの(3)地域経済への配慮については、現在の市の方針と同様に、基本的には市内業者を選定することが可能であることが確認できました。</p> <p>(4)その他につきましては、記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>山本委員。</p>
山本委員	<p>あえて問うんですけども、導入の目的として、効率化と管理品質の向上ということで上がってるんですけども、効率化というのは、確かにそうだという気がします。</p> <p>管理品質の向上ということであれば、例えば、こちら側の思いとか希望が、実際直接は届かないわけですよね。総括管理者を通して下りてくるわけですから。その辺の直接思いが届かないということの心配があります。それから、これ再委託をするわけですよね。そうすると、間に入ってくるわけだから委託料がまた下がるという問題が起こりうると思います。その辺のことも心配ないように書いてるんですが、その中で、「再委託先にも協力を求めざるを得ない」というような声も書かれています。その辺の心配もあるんですが、いかがなものでしょうか。</p>
学校管理課担当 課長	<p>まず、直接の思いが届かない点につきまして、各学校の立場からでは、包括管理事業者へ窓口が一本化されますので、包括管理事業者とやり取りすることが多くなります。ただ、包括管理事業者の実際の契約としましては、大手のビル管理会社になると思いますので、民間のノウハウ活用などが期待できます。</p> <p>2ページの(5)にありますように、軽微な補修等につきましては、各種点検業務の実施などで発見した破損または故障等の不具合箇所については、包括管理の事業者のほうで修繕等も行ったりします。そういった部分では機動的な対応が可能となってくると思いますので、かなり効率化と管理品質の向上は図れるのではないかと考えております。</p> <p>また、委託料の金額、コストについてですが、やはり最近の物価高や人件費の増加がコストの圧迫にかなり影響する可能性があります。もしその部分について包括管理者だけに負担させた場合、下請にも影響する可能性がありますので、物価上昇ですとかが確認できましたら、契約金額につきましても、その都度変更等を</p>

	<p>対応すべきと考えております。そこにつきましては事前に仕様で書かせていただいて、市内業者に影響のないように対応したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
山本委員	<p>ありがとうございました。</p>
藤岡教育長	<p>ほかにごございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>なければ一般報告②を終了いたします。</p> <p>次に、議案第5号は秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退室してください。</p> <p>(関係者以外退出)</p>
藤岡教育長	<p>では、再開します。</p> <p>議案第5号「人事に関する件」を議題とします。</p> <p>教育人事課長。</p> <p>(事務局 提案説明)</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質疑討論)</p>
藤岡教育長	<p>無ければ、採決に入ります。</p> <p>議案第5号については、原案の通り可決してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>以上で、予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>最後に、私からの報告ということで、特に報告することがあるわけではないので</p>

すが、最初の会ということで、本当に皆様これからどうぞよろしくお願いいたします。

4月15日の校園長研修会で、私から40分ほど、校園長に対してお話しする機会がございます。せっかくの機会なので、私が大事にしたいことや、今後、取り組んでいきたいことなどについてお話ができればと思っております。内容につきましては、3月6日に市議会で所信表明させていただいたことをベースにお話をさせていただきたいと思っております。

基本的には、やっぱり子供第一で考えたいということでございまして、学校現場の方々の思いや現状をきちんと踏まえて、教育行政を進めていきたいと、こんなことをお話ししようかと思っております。

私からは以上でございます。

ご意見、ご質問、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、これをもちまして第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(終了)